

殿

八王子市長 初宿 和夫

廃食油の有効利用に向けた再資源化事業  
補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった廃食油の有効利用に向けた再資源化事業に係る  
標記補助金について、廃食油の有効利用に向けた再資源化事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規  
定に基づき、下記のとおり額を確定する。

記

1 確定した補助金交付額

金 円

2 交付の条件

次のいずれかに該当する場合は、補助金の一部または全額の返還を命じることがある

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は「廃食油の有効利用に  
向けた再資源化事業補助制度交付要綱」に基づく指示等に違反したとき。
- (4) その他、補助することが不適切と認められる事実があった場合。